



第5章  
計画の推進に  
向けて

## 第1節 計画の推進体制

### 1 新宿区高齢者保健福祉推進協議会の運営

「新宿区老人保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成12年3月）の策定後、「新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱」に基づき、学識経験者、公募により選出された区民代表、弁護士、保健・医療・社会福祉関係者からなる「新宿区高齢者保健福祉推進協議会」を平成12年7月に設置し、運営しています。

本計画についても、引き続き同推進協議会において計画の進行管理、点検を行い、次期計画（平成27～29年度）の策定に向けた見直しを行っていきます。

### 2 地域包括支援センター等運営協議会の運営

地域包括支援センターの適正な運営、効率・中立性の確保などを図るため、福祉・医療の専門家、介護保険サービス利用者、介護保険サービス事業者、福祉・医療関係職能団体の構成員など、15人で構成される「地域包括支援センター等運営協議会」（平成17年10月設置）を引き続き運営していきます。

また、同協議会には、介護予防支援事業者及び地域密着型サービスの指定に関して、サービスの質や適正な運営を図る観点から意見を求めます。

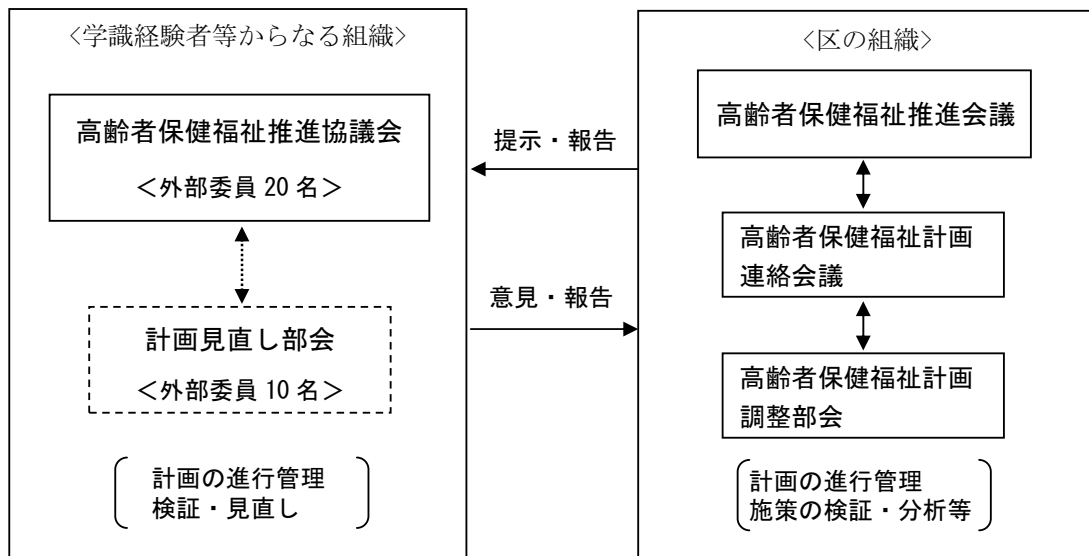
## 第2節 計画の推進に向けた行政の体制等

### 1 新宿区高齢者保健福祉推進会議等の運営

計画の効果的な取組みを推進するため、庁内の体制として「新宿区高齢者保健福祉推進会議」「新宿区高齢者保健福祉計画連絡会議」「新宿区高齢者保健福祉計画調整部会」を運営していきます。

「新宿区高齢者保健福祉推進会議」は、区の高齢者保健福祉施策に係る総合調整を行います。「新宿区高齢者保健福祉計画連絡会議」及び「新宿区高齢者保健福祉計画調整部会」は、「新宿区高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」の推進に向けた関係部署との情報の共有化を図り、計画の推進に向けて取組みを進めていきます。

## (高齢者保健福祉推進協議会等と区組織体制との関係)



## 2 高齢者福祉施策の充実と体制づくり

区は、高齢者が増え高齢化率も高まっていくなか、高齢者福祉施策の総合的展開と高齢者総合相談センターの機能強化を図るため、平成24年4月に組織改正を行います。

高齢者福祉施策を統括し、企画・調整する所管を設置するとともに、区役所内に設置されている高齢者総合相談センターは、「基幹型高齢者総合相談センター」として位置付けを明確にし、9所の高齢者総合相談センターへの支援や機能充実のための体制を整備していきます。

## 3 国・東京都への要望

区は、介護保険事業及び高齢者保健福祉施策の円滑な実施のため、財源の確保や制度の改善のために必要な事項に関する要望を国や都に対して行っていきます。

また、介護が必要な高齢者が増加する中で、喫緊の課題となっている介護人材の確保・育成に関する事項についても、問題点の指摘や要望を行っていきます。

